

# 磐田市の国民健康保険税率のあり方について（答申書補助資料）

## 1 審議の経過

令和2年8月27日に磐田市長から「磐田市の国民健康保険税率のあり方について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向及び現状を踏まえ、静岡県国保運営方針連携会議の協議状況や県内他市町の状況なども参照しながら、審議を行った。

## 2 審議が必要となった背景

将来にわたり国民皆保険制度を維持していくため、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となる「国保の広域化（都道府県化）」が実施された。この制度改正により静岡県において策定した「静岡県国民健康保険運営方針」では、財政収支の改善に係る基本的な考え方として、事業費納付金や事業の実施に係る経費を賄うために必要な適正な保険税率（県が算定する標準保険料率を参考にした税率）を設定し、目標とする収納額を確保することにより、市町国保特別会計の収支均衡に努めることとしている。

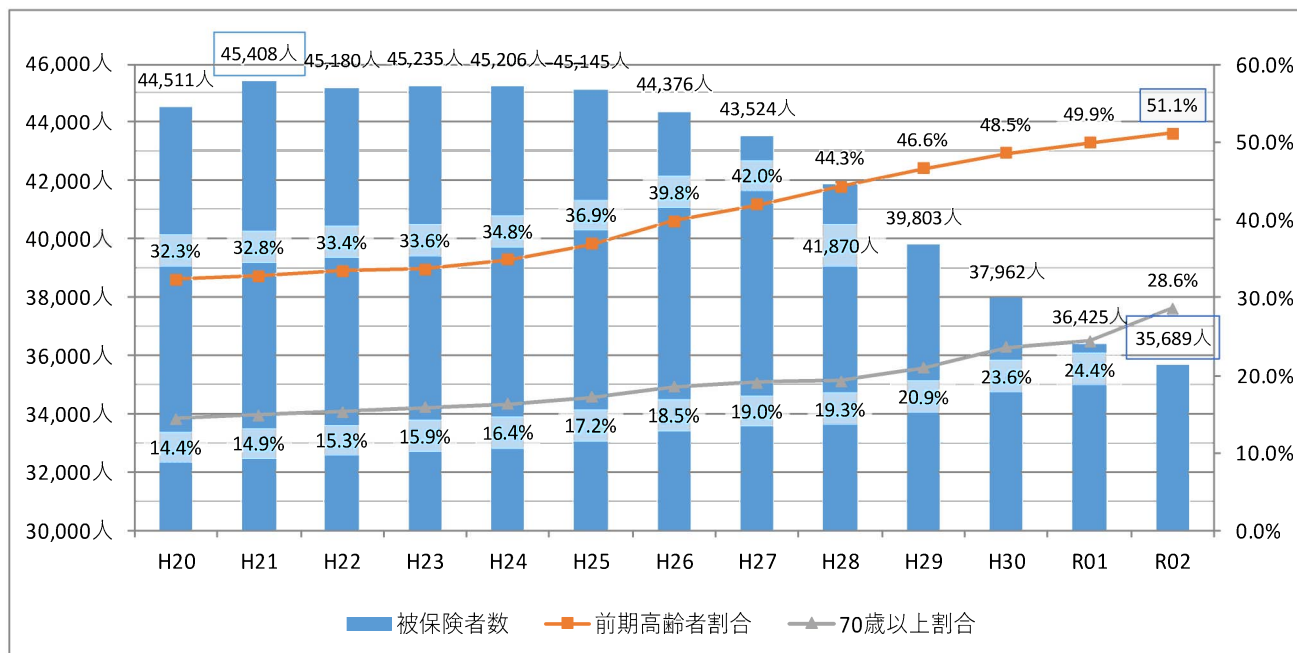
本市の国保財政は、被保険者の高齢化の進行や医療の高度化などにより、被保険者一人あたり医療費の増加が続くなど、被保険者数の減少にも関わらず、県に支払う事業費納付金はほぼ横ばいで推移する一方、国保税収入は被保険者数の減少と比例して漸減しており、国保特別会計の収支の均衡を図るため、一般会計からの法定外繰入が常態化している。一般会計からの繰入金に依存することは、国保被保険者以外の市民にも負担を強いることを意味し、市民負担の公平性の観点からも問題がある。

以上のことから、本市における国民健康保険税率のあり方について審議していくこととなった。

## 3 審議の内容

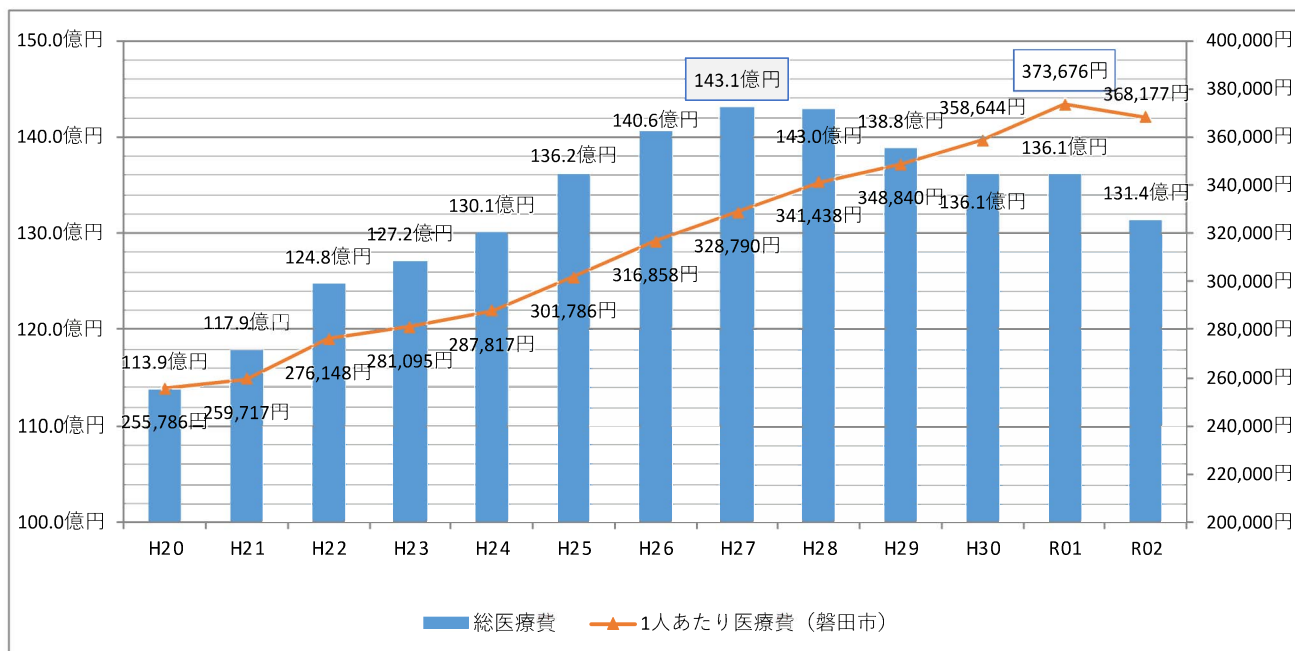
### (1) 磐田市国民健康保険の現状

被保険者数（年度平均）と前期高齢者割合・70歳以上割合の推移



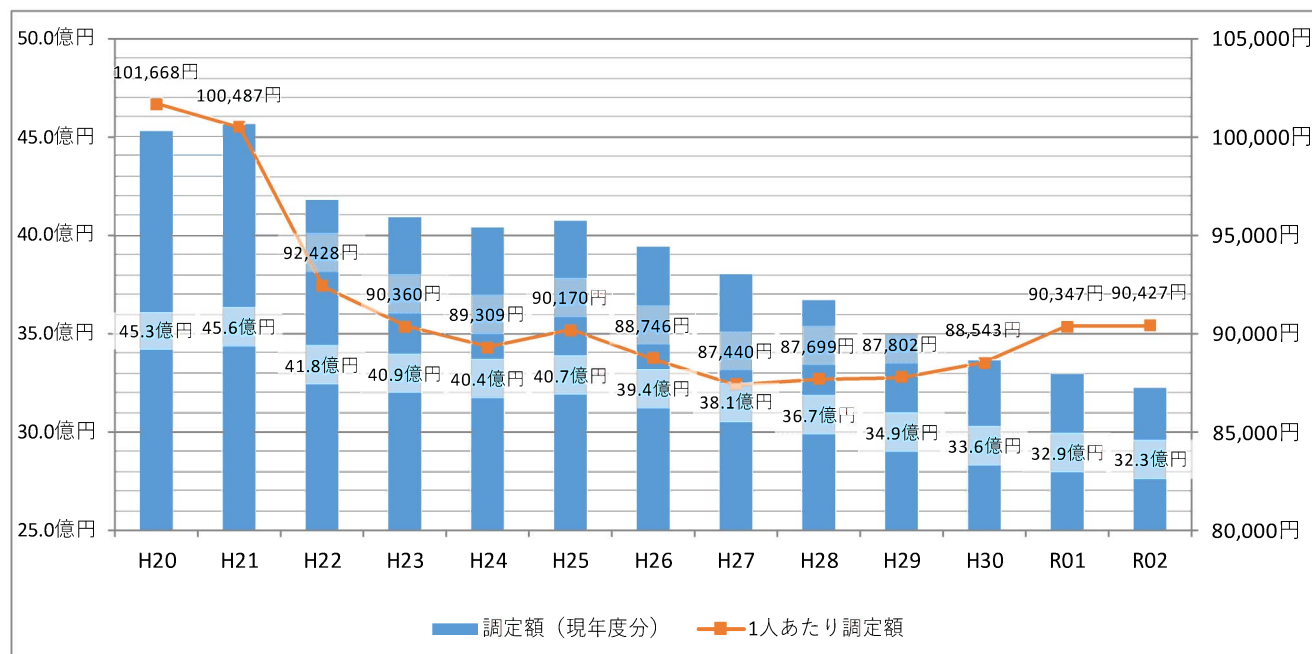
本市国民健康保険の被保険者数は、平成24年度以降、減少傾向が続いているが、被保険者の高齢化が進み、令和2年度は全被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合が50%を超えた。

### 総医療費と被保険者一人あたり医療費の推移



被保険者数の減少に伴い、総医療費は減少傾向にあるが、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、被保険者一人あたり医療費は伸長が続いている。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により初めて前年度比減となった。)

### 国保税調定総額と被保険者一人あたり調定額の推移



被保険者数の減少等により、平成26年度以降、国保税の調定総額は漸減しているが、被保険者一人あたり調定額は平成23年度以降、概ね横ばいで推移している。令和元年度の被保険者一人あたり調定額は県内市町の平均(103,019円)との比較で12,672円(12.3%)低くなっている。

被保険者一人あたり国保税（料）調定額

令和元年度実績

順位	保険者名	調定額
1	御殿場市	117,999円
2	浜松市	114,876円
3	裾野市	109,891円
4	富士市	109,198円
5	牧之原市	109,067円
6	御前崎市	108,430円
7	沼津市	108,426円
8	三島市	107,881円
9	熱海市	106,594円
10	富士宮市	103,790円
11	菊川市	102,096円
12	袋井市	101,306円
13	湖西市	101,195円
14	掛川市	99,015円
15	焼津市	98,289円
16	伊豆の国市	97,739円
17	静岡市	96,492円
18	藤枝市	94,867円
19	島田市	91,439円
20	伊豆市	91,178円
21	磐田市	90,347円
22	伊東市	86,310円
23	下田市	74,827円
23市平均		103,233円

モデルケース（世帯）における国保税（料）

令和2年度の各市の税（料）率により算定

順位	保険者名	調定額
1	浜松市	270,900円
2	沼津市	268,400円
3	三島市	261,000円
4	静岡市	260,000円
5	富士市	257,500円
6	裾野市	256,800円
7	牧之原市	252,200円
8	富士宮市	252,100円
9	伊豆市	251,100円
10	御殿場市	245,900円
11	島田市	237,500円
12	菊川市	235,900円
13	熱海市	234,600円
14	焼津市	234,500円
15	伊豆の国市	233,400円
16	湖西市	228,800円
17	御前崎市	226,900円
18	掛川市	223,100円
19	藤枝市	222,600円
20	袋井市	221,000円
21	伊東市	219,900円
22	下田市	199,900円
23	磐田市	196,500円
23市平均		238,700円

「被保険者一人あたり国保税（料）調定額」は、令和元年度実績で、県内23市中、低い方から3番目となっている。「モデルケース（世帯）における国保税（料）」は、世帯所得が150万円、固定資産税が5万円の2人世帯（介護分あり・本市の平均的な被保険者世帯）の場合の国保税（料）の年額（令和2年度）で、本市は23市中で最も低くなる。

その他一般会計繰入金（法定外繰入金）と基金繰入金の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
その他一般会計繰入金	3.0億円	3.0億円	4.0億円	4.8億円	5.8億円	2.5億円	3.5億円	5.9億円
基金繰入金	8.0億円	10.7億円	5.4億円	4.9億円	4.0億円	2.9億円	3.1億円	0.0億円
計	11.0億円	13.7億円	9.4億円	9.7億円	9.8億円	5.4億円	6.6億円	5.9億円
1人あたり（磐田市）	24,438円	30,850円	21,658円	23,116円	24,621円	14,131円	18,119円	16,657円
1人あたり（県平均）	10,466円	13,157円	10,487円	7,982円	7,360円	3,398円		

一般会計や基金からの繰入により、歳入不足を補う状況が継続している。決算剰余金の一部を翌年度に一般会計へ返還するなどしているため、繰入額の全てが赤字ということではないが、県内市町の平均と比較して被保険者一人あたりの繰入額は多額である。

## (2) 税率及び賦課方式の段階的な改正

### ① 税率改正の基本的な考え方

国保の県単位化という平成 30 年度からの国保制度改革においては、被保険者間の負担の公平化及び市町の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険料水準の統一に向けた検討が求められており、静岡県の運営方針では、「令和 9 年度までに（到達可能な段階の）保険料水準の統一を目指す。」こととされた。

また、県運営方針の財政収支の改善に係る基本的な考え方では、「国保財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税や国庫負担金などで賄うことにより、国保特別会計において収支の均衡を図る必要があり、市町は適正な税率の設定、収納率向上対策、医療費適正化等の実施により、単年度の収支の均衡に努めること」とされている。

これらを踏まえ、法定外繰入の解消に向けた税率等の見直しを推進していく必要があるが、本市においては、現行税率と県が算定する標準保険料率との乖離が大きく、税率及び賦課方式の改正にあたっては、被保険者に対する急激な負担増を回避するため、法定外繰入れの縮減に向けた道筋を示しつつ、段階的に見直しを行う必要がある。

### ② 解消すべき歳入不足額

現行税率と標準保険料率・県内23市平均税（料）率との比較

		A：磐田市 現行税率 (R03)	B：磐田市 標準保険料率 (R03)	比較 A－B	C：県内 23市平均 (R02)	比較 A－C
医療分	所得割	4.40%	6.60%	▲2.20ポイント	5.94%	▲1.54ポイント
	資産割	30.00%	—	+30.00ポイント	8.51%	+21.49ポイント
	均等割	19,800円	26,264円	▲6,464円	25,048円	▲5,248円
	平等割	21,600円	18,443円	+3,157円	19,809円	+1,791円
後期分	所得割	1.40%	2.55%	▲1.15ポイント	1.94%	▲0.54ポイント
	資産割	5.00%	—	+5.00ポイント	1.26%	+3.74ポイント
	均等割	7,200円	10,050円	▲2,850円	8,809円	▲1,609円
	平等割	6,600円	7,057円	▲457円	6,483円	+117円
介護分	所得割	0.90%	2.29%	▲1.39ポイント	1.77%	▲0.87ポイント
	資産割	4.50%	—	+4.50ポイント	1.33%	+3.17ポイント
	均等割	6,000円	16,506円	▲10,506円	12,013円	▲4,799円
	平等割	4,200円	—	+4,200円	2,391円	+1,809円
計	所得割	6.70%	11.44%	▲4.74ポイント	9.64%	▲2.94ポイント
	資産割	39.50%	—	+39.50ポイント	11.09%	+28.41ポイント
	均等割	33,000円	52,820円	▲19,820円	45,870円	▲12,870円
	平等割	32,400円	25,500円	+6,900円	28,683円	+3,717円

本市の現行税率は、県が算定する標準保険料率や県内他市の平均と比較して、所得割率と均等割額が低く、資産割率と平等割額が高く設定されている。今後、段階的に所得割率と均等割額を上げ、資産割率と平等割額を下げる見直しが必要となる。

歳入不足額（現行税率と標準保険料率による調定額の比較）

	調定額（全体）	一人あたり調定額
現行税率	31億3,795万円	89,245円
標準保険料率	38億4,562万円	109,372円
差額	▲ 7億 766万円	▲ 20,127円

\* 令和3年3月末現在の被保険者を対象に算出

現行税率による国保税調定額と標準保険料率による調定額では、全体で約7億円、被保険者一人あたりで約2万円の差（歳入不足）が生じている。

③ 税率改正方針

- ・ 令和3年度標準保険料率に7年（令和4年～令和10年）かけて近づける。
- ・ 改正は、原則として2年に一度行い、令和10年度までに歳入不足の解消を目指す。
- ・ 毎年度提示される国保事業費納付金及び標準保険料率の推移を注視するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響、3年ごとに見直される県の運営方針の改定協議なども考慮し、毎年度検討を行う。

④ 賦課方式の見直し（資産割の廃止）

ア) 資産割を採用している理由

- ・ 所得割と比較して安定して収入が見込める（景気等の影響を受けにくい）
- ・ 資産を有する＝資力がある（資産割がある世帯の所得割対象額は、ない世帯の1.24倍）

イ) 資産割の課題

- ・ (国保制度開始時と比べ) 固定資産は必ずしも収益性があるとは言えない
- ・ 他の健康保険とのバランス（後期高齢者医療制度や他の健康保険では採用していない）
- ・ 固定資産税との二重課税であるという批判
- ・ 固定資産以外の資産（金融資産）との不公平感
- ・ 県運営方針に併せ、資産割を廃止する動きが加速

【静岡県国保運営方針】

・ 賦課方式の統一の取組  
医療給付費分は3方式（所得割、被保険者均等割、世帯平等割）とし、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも資産割は使用しないことを目標とする。

ウ) 県内23市の国保税（料）賦課方式（令和2年度）

	医療分	後期分	介護分
2方式（所得割・均等割）	0市	2市	13市
3方式（2方式+平等割）	12市	15市	4市
4方式（3方式+資産割）	11市	6市	6市

医療分・後期分・介護分の全てで4方式を採用しているのは、本市のほか、袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市の5市のみとなっている。

エ) 資産割率（令和２年度）

順位	保険者名	資産割率
1	磐田市	39.50%
2	袋井市	38.60%
3	菊川市	38.50%
4	湖西市	30.00%
5	御前崎市	26.00%
6	焼津市	25.00%
7	藤枝市	20.00%
8	富士宮市	12.50%
9	沼津市	9.00%
10	富士市	8.00%
10	牧之原市	8.00%

\*医療分・後期分・介護分の計

県運営方針の「賦課方式の統一の取組」においては、「医療分は3方式とし、後期分、介護分とも資産割は使用しない」ことを目標としている。

令和２年度に資産割を使用している市は23市中11市で、本市が最も高い率となっている。

湖西市が令和３年度と令和４年度の２ヶ年で資産割を廃止する予定としているなど、各市で資産割の廃止・縮小の動きが進行している。

オ) 令和２年度課税における算定額の内訳

	医療分	後期分	介護分	計
算定額総額	26.1億円	8.0億円	1.9億円	36.1億円
資産割額	3.4億円	0.6億円	0.1億円	4.1億円
割合	約13.0%	約7.5%	約5.3%	約11.4%

令和３年３月末現在の被保険者を対象に、国保税を算定すると資産割の算定額は約4.1億円で、算定額総額の約11.4%を占める。（医療分は資産割額及び割合が高いことが分かる。）

資産割額全額を所得割額に転嫁する場合、所得割を約1.7ポイント上げることとなり、世帯所得が150万円、固定資産税が5万円の本市の平均的被保険者世帯では、所得割額と資産割額がほぼ相殺されることとなる一方、資産割のない高所得世帯は大きな影響を受けることとなる。

$$(150 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円}) \times 1.7\% \doteq 20,000 \text{ 円} \leftarrow \text{相殺} \rightarrow 5 \text{ 万円} \times 39.5\% \doteq 20,000 \text{ 円}$$

\*資産割を廃止する場合、資産割相当額を所得割や均等割に転嫁する必要が生じ、資産割がある世帯とない世帯で増減額（率）の幅が大きくなる。資産割がない世帯は、資産割がある世帯と比較して増加額・増加率が高くなる。



### (3) 現行税率と令和4年度税率案との比較

#### ① 令和4年度税率改正案

##### 医療分

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割	4.40%	5.05%	+0.65ポイント	14.8%
資産割	30.00%	20.00%	▲10.00ポイント	-33.3%
均等割	19,800円	21,600円	+1,800円	9.1%
平等割	21,600円	20,500円	▲1,100円	-5.1%

##### 【内訳】

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割額 a	1,120,625千円	1,286,172千円	+165,547千円	14.8%
資産割額 b	339,888千円	226,591千円	▲113,297千円	-33.3%
均等割額 c	696,188千円	759,478千円	+63,290千円	9.1%
平等割額 d	450,641千円	427,686千円	▲22,955千円	-5.1%
低所得者軽減額 e	245,268千円	253,197千円	+7,929千円	3.2%
賦課限度額超過額 f	87,909千円	100,621千円	+12,712千円	14.5%
端数調整額 g	870千円	933千円	+63千円	7.2%
調定見込額	2,273,295千円	2,345,176千円	+71,881千円	3.2%
被保険者1人あたり	64,654円	66,698円	+2,044円	3.2%

##### 後期分

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割	1.40%	1.70%	+0.30ポイント	21.4%
資産割	5.00%	2.50%	▲2.50ポイント	-50.0%
均等割	7,200円	8,100円	+900円	12.5%
平等割	6,600円	6,700円	+100円	1.5%

##### 【内訳】

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割額 a	356,558千円	432,964千円	+76,406千円	21.4%
資産割額 b	56,645千円	28,319千円	▲28,326千円	-50.0%
均等割額 c	253,159千円	284,804千円	+31,645千円	12.5%
平等割額 d	137,696千円	139,780千円	+2,084千円	1.5%
低所得者軽減額 e	83,306千円	90,319千円	+7,013千円	8.4%
賦課限度額超過額 f	25,100千円	34,853千円	+9,753千円	38.9%
端数調整額 g	897千円	929千円	+32千円	3.6%
調定見込額	694,755千円	759,766千円	+65,011千円	9.4%
被保険者1人あたり	19,759円	21,608円	+1,849円	9.4%

## 介護分

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割	0.90%	1.30%	+0.40ポイント	44.4%
資産割	4.50%	2.00%	▲2.50ポイント	-55.6%
均等割	6,000円	8,800円	+2,800円	46.7%
平等割	4,200円	2,100円	▲2,100円	-50.0%

### 【内訳】

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割額 a	87,933千円	127,016千円	+39,083千円	44.4%
資産割額 b	11,282千円	5,014千円	▲6,268千円	-55.6%
均等割額 c	59,358千円	87,059千円	+27,701千円	46.7%
平等割額 d	35,377千円	17,688千円	▲17,689千円	-50.0%
低所得者軽減額 e	19,580千円	21,439千円	+1,859千円	9.5%
賦課限度額超過額 f	4,066千円	8,445千円	+4,379千円	107.7%
端数調整額 g	334千円	346千円	+12千円	3.4%
調定見込額	169,970千円	206,547千円	+36,577千円	21.5%
被保険者1人あたり	17,181円	20,878円	+3,697円	21.5%

## 計

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割	6.70%	8.05%	+0.40ポイント	20.1%
資産割	39.50%	24.50%	▲2.50ポイント	-38.0%
均等割	33,000円	38,500円	+2,800円	16.7%
平等割	32,400円	29,300円	▲2,100円	-9.6%

### 【内訳】

	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
所得割額 a	1,565,116千円	1,846,152千円	+281,036千円	18.0%
資産割額 b	407,815千円	259,924千円	▲147,891千円	-36.3%
均等割額 c	1,008,705千円	1,131,341千円	+122,636千円	12.2%
平等割額 d	623,714千円	585,154千円	▲38,560千円	-6.2%
低所得者軽減額 e	348,154千円	364,955千円	+16,801千円	4.8%
賦課限度額超過額 f	117,075千円	143,919千円	+26,844千円	22.9%
端数調整額 g	2,101千円	2,208千円	+107千円	5.1%
調定見込額	3,138,020千円	3,311,489千円	+173,469千円	5.5%
被保険者1人あたり	89,247円	94,181円	+4,934円	5.5%

調定見込額は、「a+b+c+d-e-f-g」で、令和3年3月末の被保険者（医療分・後期分は35,161人、介護分は9,893人）を対象として推計した結果である。



② モデルケース別の試算（現行税率〔令和3年度〕と令和4年度税率案による試算）

モデルAーア：40歳代夫婦、子ども2人の4人世帯

（固定資産税：6万円）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	69,400円	64,400円	-5,000円	-7.2%
150万円 5割軽減	171,500円	183,600円	12,100円	7.1%
200万円 2割軽減	250,800円	273,600円	22,800円	9.1%
300万円 軽減なし	348,200円	387,200円	39,000円	11.2%
400万円 軽減なし	415,200円	467,700円	52,500円	12.6%
500万円 軽減なし	482,200円	548,200円	66,000円	13.7%

モデルAーイ：40歳代夫婦、子ども2人の4人世帯

（固定資産税：なし）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	45,700円	49,700円	4,000円	8.8%
150万円 5割軽減	147,800円	168,900円	21,100円	14.3%
200万円 2割軽減	227,100円	258,900円	31,800円	14.0%
300万円 軽減なし	324,500円	372,500円	48,000円	14.8%
400万円 軽減なし	391,500円	453,000円	61,500円	15.7%
500万円 軽減なし	458,500円	533,500円	75,000円	16.4%

モデルBーア：65歳以上夫婦の2人世帯

（固定資産税：6万円）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	45,600円	39,400円	-6,200円	-13.6%
100万円 5割軽減	95,100円	95,200円	100円	0.1%
150万円 2割軽減	148,800円	155,000円	6,200円	4.2%
200万円 軽減なし	194,200円	206,000円	11,800円	6.1%
300万円 軽減なし	252,200円	273,500円	21,300円	8.4%
400万円 軽減なし	310,200円	341,000円	30,800円	9.9%
500万円 軽減なし	368,200円	408,500円	40,300円	10.9%

モデルBーイ：65歳以上夫婦の2人世帯

（固定資産税：なし）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	24,600円	25,900円	1,300円	5.3%
100万円 5割軽減	74,100円	81,700円	7,600円	10.3%
150万円 2割軽減	127,800円	141,500円	13,700円	10.7%
200万円 軽減なし	173,200円	192,500円	19,300円	11.1%
300万円 軽減なし	231,200円	260,000円	28,800円	12.5%
400万円 軽減なし	289,200円	327,500円	38,300円	13.2%
500万円 軽減なし	347,200円	395,000円	47,800円	13.8%

モデルCーア：40歳代単身世帯

（固定資産税：6万円）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	43,300円	35,000円	-8,300円	-19.2%
70万円 5割軽減	74,400円	70,300円	-4,100円	-5.5%
95万円 2割軽減	110,800円	110,800円	0円	0.0%
200万円 軽減なし	194,200円	208,800円	14,600円	7.5%
300万円 軽減なし	261,200円	289,300円	28,100円	10.8%
400万円 軽減なし	328,200円	369,800円	41,600円	12.7%
500万円 軽減なし	395,200円	450,300円	55,100円	13.9%

モデルCーイ：40歳代単身世帯

（固定資産税：なし）

所得	現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B) - (A)	
なし 7割軽減	19,600円	20,300円	700円	3.6%
70万円 5割軽減	50,700円	55,600円	4,900円	9.7%
95万円 2割軽減	87,100円	96,100円	9,000円	10.3%
200万円 軽減なし	170,500円	194,100円	23,600円	13.8%
300万円 軽減なし	237,500円	274,600円	37,100円	15.6%
400万円 軽減なし	304,500円	355,100円	50,600円	16.6%
500万円 軽減なし	371,500円	435,600円	64,100円	17.3%

令和3年3月末の被保険者世帯で算定した場合、全世帯の平均増加額は7,841円となる。被保険者数が多い世帯、所得が高い世帯は増加額が大きくなるが、低所得世帯（軽減世帯）の増加額は概ね平均以下に抑えられると推計される。

#### 4 今後の予定

8月12日（木）15:00～ 第3回 運営協議会

答申案について審議（最終）

本日の審議内容を踏まえた答申案を協議し、答申内容を決定する。

8月20日（金） 会長から市長へ答申書を提出

#### 5 その他

##### (1) 子どもに係る国保税の均等割額の減額措置の導入

国保の未就学児の均等割額を軽減する制度創設などを盛り込んだ改正健保関連法が可決・成立し、令和4年4月から施行される。

現在、本市の国保被保険者のうち未就学児は約700人おり、一人あたりの均等割額は医療分と後期高齢者支援金分をあわせて年間27,000円となっているが、来年度から半額となる。（税率改正が行われた場合は、改正後の均等割額の1/2が軽減される。低所得者軽減に該当する場合は、軽減後の均等割額の1/2を軽減する。）

##### (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険税の減免措置の延長

新型コロナウイルスの感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対しての国民健康保険税の減免を令和3年度も引き続き実施する。

減免の対象となる世帯要件及び減免の割合は令和2年度と同様とする。

令和2年度は、129世帯の国保税 約1,850万円を減免した。